委員会提出議案第3号

議会会議規則の一部を改正する規則

みだしの件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月28日提出

提案理由

オンライン委員会が開かれた場合において、委員会が審査又は調査中の事件について 委員でない議員に出席を求めた場合の委員外議員及び請願の紹介議員についてもオン ラインで出席することができるように、この規則案を提出するものです。

議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則(平成12年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。 第67条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項に規定する委員会が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で開会しているときは、委員でない議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。

第92条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項の規定により委員会がオンラインで開会しているときは、紹介議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会会議規則(平成12年議会規則第2号)の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第67条 (略)	第67条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項に規定	
する委員会が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認	
しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)	
で開会しているときは、委員でない議員は、オンラインにより当該	
<u>委員会に出席することができる。</u>	
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第92条 (略)	第92条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項の規定に	
より委員会がオンラインで開会しているときは、紹介議員は、オン	
ラインにより当該委員会に出席することができる。	